



長野県報

9月28日(月)
令和2年
(2020年)
第142号

目次

規則

建設業法施行細則の一部を改正する規則(建設政策課)..... 1

告示

保安林予定森林にする旨の通知(森林づくり推進課)..... 1

建築基準法に基づく指定確認検査機関の業務区域の増加の認可(建築住宅課)..... 2

長野県収入証紙売りさばき人の氏名(名称)等変更の届出(会計課)..... 2

長野県収入証紙売りさばき人の住所及び売りさばき場所変更の届出(3件)(会計課)..... 2

長野県収入証紙売りさばき人の指定の取消し(3件)(会計課)..... 3

道路の区域変更及び関係図面の縦覧(道路管理課)..... 4

道路の供用開始及び関係図面の縦覧(道路管理課)..... 4

文化財保護条例に基づく長野県宝及び長野県無形民俗文化財の指定(文化財・生涯学習課)..... 5

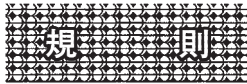
長野県選挙事務取扱規程の一部改正(選挙管理委員会)..... 5

公告

土地改良区の定款変更の認可(農地整備課)..... 5

銃砲刀剣類所持等取締法に基づく講習会の開催(生活安全企画課)..... 5

道路交通法に基づく放置車両の確認等に関する技能及び知識に関する講習の実施(交通指導課)..... 6



規則

建設業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和2年9月28日

長野県知事 阿部守一

長野県規則第55号

建設業法施行細則の一部を改正する規則

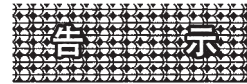
建設業法施行細則(昭和47年長野県規則第8号)の一部を次のように改正する。

第2条中「第7条第2号」を「第6条第2号」に、「第12条及び第13条第1項」を「第11条、第13条第1項、第13条の2第10項及び第13条の3第8項」に改める。

附則

この規則は、令和2年10月1日から施行する。

建設政策課



告示

長野県告示第445号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示します。

令和2年9月28日

長野県知事 阿部守一

- 1 保安林予定森林の所在場所
南佐久郡川上村大字秋山890の1、891の3、893の1、893の5
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
秋山890の1(次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び川上村役場に備え置いて縦覧に供する。

森林づくり推進課

長野県告示第446号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の22第1項の規定により、指定確認検査機関の業務区域の増加を次のとおり認可しました。

令和2年9月28日

長野県知事 阿部守一

- 1 指定確認検査機関の名称及び住所
一般財団法人長野県建築住宅センター
長野市大字鶴賀緑町1605番地14
- 2 業務区域の増加の範囲
大町市、下伊那郡のうち松川町及び高森町以外の町村、木曾郡並びに北安曇郡の全域
- 3 確認検査の業務を行う事務所の所在地
松本市大字島立988番地1
- 4 業務区域を増加する年月日
令和2年10月1日

建築住宅課

長野県告示第447号

長野県収入証紙条例（昭和39年長野県条例第58号）第15条第1項の規定により、令和2年9月28日、次のとおり売りさばき人の氏名（名称）等の変更の届出がありました。

令和2年9月28日

長野県知事 阿部守一

	売りさばき人の氏名（名称）	住 所	売りさばき場所
新	あづみ農業協同組合 梓川支所	長野県松本市梓川梓2348-4	長野県松本市梓川梓2348-4 あづみ農業協同組合 梓川支所
旧	あづみ農業協同組合 梓支所		長野県松本市梓川梓2348-4 あづみ農業協同組合 梓支所

会 計 課

長野県告示第448号

長野県収入証紙条例（昭和39年長野県条例第58号）第15条第1項の規定により、令和2年9月23日、次のとおり売りさばき人の住所及び売りさばき場所の変更の届出がありました。

令和2年9月28日

長野県知事 阿部守一

	売りさばき人の氏名（名称）	住 所	売りさばき場所
新	みなみ信州農業協同組合 座光寺事業所	飯田市座光寺3627-1	飯田市座光寺3627-1 みなみ信州農業協同組合 座光寺事業所
旧		飯田市座光寺3524	飯田市座光寺3524 みなみ信州農業協同組合 座光寺事業所

会 計 課

長野県告示第449号

長野県収入証紙条例（昭和39年長野県条例第58号）第15条第1項の規定により、令和2年9月23日、次のとおり売りさばき人の住所及び売りさばき場所の変更の届出がありました。

令和2年9月28日

長野県知事 阿部 守一

	売りさばき人の 氏名(名称)	住 所	売りさばき場所
新	みなみ信州農業協同組合 竜丘支所	飯田市桐林922-1	飯田市桐林922-1 みなみ信州農業協同組合 竜丘支所
旧		飯田市長野原515	飯田市長野原515 みなみ信州農業協同組合 竜丘支所

会 計 課

長野県告示第450号

長野県収入証紙条例（昭和39年長野県条例第58号）第15条第1項の規定により、令和2年9月23日、次のとおり売りさばき人の住所及び売りさばき場所の変更の届出がありました。

令和2年9月28日

長野県知事 阿部 守一

	売りさばき人の 氏名(名称)	住 所	売りさばき場所
新	みなみ信州農業協同組合 阿南支所	飯田市阿南町東条80-1	飯田市阿南町東条80-1 みなみ信州農業協同組合 阿南支所
旧		飯田市阿南町東条1407	飯田市阿南町東条1407 みなみ信州農業協同組合 阿南支所

会 計 課

長野県告示第451号

長野県収入証紙条例（昭和39年長野県条例第58号）第16条第2項の規定により、令和2年9月25日、次の売りさばき人の指定を取り消しました。

令和2年9月28日

長野県知事 阿部 守一

	売りさばき人の 氏名(名称)	住 所	売りさばき場所
	あづみ農業協同組合 奈川支所	長野県松本市奈川2372-2	長野県松本市奈川2372-2 あづみ農業協同組合 奈川支所

会 計 課

長野県告示第452号

長野県収入証紙条例(昭和39年長野県条例第58号)第16条第2項の規定により、令和2年9月25日、次の売りさばき人の指定を取り消しました。

令和2年9月28日

長野県知事 阿部 守一

売りさばき人の氏名(名称)	住所	売りさばき場所
あづみ農業協同組合 倭支所	長野県松本市梓川倭1966-1	長野県松本市梓川倭1966-1 あづみ農業協同組合 倭支所

会計課

長野県告示第453号

長野県収入証紙条例(昭和39年長野県条例第58号)第16条第2項の規定により、令和2年9月23日、次の売りさばき人の指定を取り消しました。

令和2年9月28日

長野県知事 阿部 守一

売りさばき人の氏名(名称)	住所	売りさばき場所
みなみ信州農業協同組合 桐林支店	長野県飯田市桐林1066-1	長野県飯田市桐林1066-1 みなみ信州農業協同組合 桐林支店

会計課

長野県須坂建設事務所告示第3号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から令和2年10月15日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県須坂建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和2年9月28日

長野県須坂建設事務所長 木村 智行

- 道路の種類 一般国道
- 路線名 406号
- 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
須坂市大字須坂62番の4地先から 須坂市大字小山524番の4地先まで	旧	7.5~8.7 m	0.0964 km
同上	新	8.6~17.7	0.0964

道路管理課

長野県須坂建設事務所告示第4号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から令和2年10月15日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県須坂建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和2年9月28日

長野県須坂建設事務所長 木村 智行

- 路線名 406号
- 供用を開始する区間
須坂市大字須坂62番の4地先から
須坂市大字小山524番の4地先まで
- 供用を開始する期日 令和2年10月1日

道路管理課

長野県教育委員会告示第6号

文化財保護条例（昭和50年長野県条例第44号）第4条第1項及び第25条第1項の規定により、次のとおり長野県宝及び長野県無形民俗文化財に指定します。

令和2年9月28日

長野県教育委員会

1 長野県宝に指定する文化財

名 称	員数	所 在 地	所有者の住所及び名称
銅造阿弥陀如来及び両脇侍立像	3 軀	長野市安茂里小市3丁目45番8号	長野市安茂里小市3丁目45番8号 宗教法人 無常院
木造阿弥陀如来立像	1 軀	飯山市大字飯山2029番地	飯山市大字飯山2029番地 宗教法人 忠恩寺

2 長野県無形民俗文化財に指定する文化財

名 称	所 在 地	保存団体の住所及び名称
須坂祇園祭	須坂市	須坂市大字須坂字芝宮1048番地 芝宮墨坂神社氏子総代会

文化財・生涯学習課

選告示第20号

長野県選挙事務取扱規程（昭和38年選告示第4号）の一部を次のように改正します。

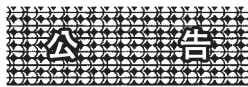
令和2年9月28日

長野県選挙管理委員会委員長 永井 順 裕

別表第1の不在者投票のできる老人ホーム中

「養護老人ホーム 木曾寮 木曾郡上松町大字萩原2404-1」を
 「特別養護老人ホームやまりきの郷 飯田市鼎下山1206番地1
 養護老人ホーム 木曾寮 木曾郡上松町大字萩原2404-1」に改める。

選挙管理委員会



公告

令和2年9月16日、五郎兵衛用水土地改良区の定款変更を認可しました。

令和2年9月28日

長野県佐久地域振興局長 吉 沢 久

農地整備課

公告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項に規定する講習会を次のとおり開催します。

令和2年9月28日

長野県公安委員会

1 講習会の種別及び受講対象者

講習会の別	受 講 対 象 者
経験者講習	長野県内に住所を有する者で、銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による猟銃若しくは空気銃の所持の許可を受けようとするもの（現に同号の規定による許可を受けて猟銃又は空気銃を所持している者に限る。）又は同法第7条の3第2項の規定による許可の更新を受けようとするもの